

第9条（宿泊費）

宿泊費は、外国で宿泊を要する夜の数に応じて、1泊20,000円の定額を支給する。

第10条（日当）

日当は一日当たりの定額とし、1日10,000円を旅行日数分支給する。

第3章 雑則

第11条（出張に連続して別件を行う場合）

出張に連続して別件を行う場合で、別件で交通費・宿泊費・日当が支給される場合、それらを支給しない。

第12条（支払い証明書等の提出義務）

第4条第2項第2号または第3号、第4条第4項、第5条第3項、第7条の支給を受けようとする者は、原則として領収書等支払いを証明するものを提出しなければならない。

2 出張者は、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等について報告書を提出しなければならない。

第13条（外国出張計画の事前提出）

第2章の外国出張を行おうとする場合は、事前に用務内容、訪問先と旅程、宿泊先、費用等の計画を提出し、事務局担当理事の承認を得る。

第14条（委員会等出張手当）

理事または委員が理事会または委員会等への出席のために国内出張を行う場合で、第4条乃至第7条の支給を受けない場合、1回の出張につき別表4に定める額を上限として、出張に要する費用の一部を支給することができる。ただし、実費を超える支給は行わない。

第15条（その他）

本規程で処理できない場合は、その都度、本規程の趣旨を踏まえ、事務担当者が担当理事の許可を得て処理する。やむを得ない場合、事務担当者が、本規程の趣旨を踏まえて、本人との協議にて処理し、事後に担当理事の承認を得る。

第16条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。